

小・中学校の指定学校変更について

市では小・中学校の通学区域を規則で定めていますが、次に該当するときは保護者の申し立てにより、指定した就学校を変更することができる場合があります。

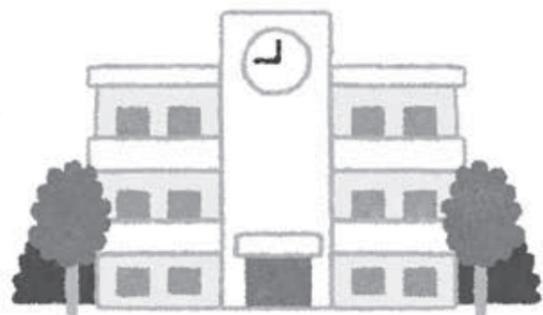
▶区域外就学(指定学校変更)許可基準

願出の種類	該当学年	許可基準	許可期限	添付書類
最終学年	小学6年生 中学3年生	最終学年途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	卒業まで	—
学期途中	小学1～5年生 中学1～2年生	学期途中で転居・転出し、通学上および指導上支障がない場合	学期末まで	—
住宅新築および転居予定	全学年	・家屋登記、住宅ローンなどの融資手続のため住民票のみ異動した場合 ・自宅の新築およびマンション・アパートの入居などによる転入、転居予定があり通学に支障がない場合	入居予定日まで	次のいずれか ・建築確認書 ・工事請負契約書 ・売買契約書 ・賃貸契約書
両親共働きなど留守家庭	全学年	保護者が共働きなどにより留守となる家庭で、祖父母などの家から就学する場合、その通学区	事由の存する期間	勤務証明書または営業証明書
身体的および精神的理由	全学年	身体的理由で、通学途中の安全確保のため、指定学区外の学校に就学する場合	事由の存する期間	医師の証明書(身体的理由)
		登校拒否が客観的に予想される場合		学校長の意見書(精神的理由)
家庭の事情により、住所異動ができない者	全学年	市内に居住していることが証明され、学区内の学校へ就学する場合	住民登録が行われるまで	賃貸契約書または民生委員・児童委員が記載した居住証明書
特別支援学級に入級する者	全学年	就学指定校に該当する特別支援学級がない場合	卒業まで	—
地域的事情	全学年	教育委員会が、指定校の変更を認めている地域(許容地域)	卒業まで	—

▶指定学校を変更することができる場合の手続き

平成30年度に入学する方は、2月20日(火)までに指定学校変更申立書を教育総務課へ提出してください。教育委員会による審査後、変更承諾書を交付します(その他の方は、随時受け付け)。

▶相談・申請・問い合わせ 同課総務担当 ☎ 556—8311



交通遺児の保護者に入学準備金を支給します

▶対象 次の条件をいずれも満たす方

- ①交通事故により父もしくは母または両親が亡くなっている児童生徒の保護者で、現在その子どもを養育している方
- ②本市に住所を有し、かつ引き続き1年以上居住している方

▶支給金額

【小学校へ入学する場合】1人につき3万円

【中学校へ入学する場合】1人につき5万円

【高等学校へ入学する場合】1人につき7万円

▶申し込み 3月30日(金)までに防災安全課または各学校

【小学校入学予定の方】入学予定の小学校(入学説明会の際に申し込み)

【中学校入学予定の方】在学中の小学校

【高等学校入学予定の方】在学中の中学校

▶その他 県交通安全対策協議会でも交通遺児などを対象にした援護金の給付制度があります。

▶問い合わせ 同課交通担当(内線284)

ご存じですか 教育振興奨励金

市では、市内で教育振興に沿った活動を行っている個人や団体の皆さんを対象に奨励金を交付しています。

▶申請期間 2月1日(火)～20日(火)

▶対象

- ①学校教育関係(学校教育の充実、向上のための調査および研究に関する事業)
- ②社会教育・社会体育関係(社会教育、スポーツ活動および青少年の非行化防止活動の充実・向上のための事業)

▶交付限度額

①学校教育関係

【個人の場合】…5万円

【団体の場合】…10万円

②社会教育・社会体育関係

【個人の場合】…5万円

【団体の場合】…20万円

▶申し込み・問い合わせ 教育総務課総務担当

☎ 556—8311

ご利用ください 入学準備金貸付制度

市では、高校・大学などへ入学を希望する方の保護者に対して、経済的負担の軽減を図るため、入学準備金の貸し付けを行っています。

▶申請期間 2月1日(火)～20日(火)

▶貸付金額

①大学、短大および専門課程を置く専修学校の場合
…30万円

②高校、高専および高等課程を置く専修学校の場合
…20万円

▶対象 市内に6カ月以上居住し、市税を完納している方※連帯保証人が必要です。

▶申請時に添付する書類

- ・在学または出身学校長が大学・高校などの長に提出する調査書の写し
- ・家庭調査書
- ・住民票の写し(世帯全員)
- ・承諾書

▶貸し付け決定後に提出する書類

- ・借入書※連帯保証人が必要です。
- ・入学許可書または合格通知書

▶返還方法 3カ月を据え置き、大学については50カ月以内、高校については35カ月以内で毎月の分割払い

▶申し込み・問い合わせ 教育総務課総務担当

☎ 556—8311

ご利用ください 就学援助費

経済的な理由により就学が困難な小・中学校児童・生徒の保護者の方に、就学費用の一部を援助しています。お困りの方は、ご相談ください。

▶対象

- ・市民税が非課税の世帯
- ・児童扶養手当(児童手当とは異なります)を受給している世帯
- ・その他、経済的に就学援助費が必要と認められる世帯など

▶援助内容 学用品費、給食費、修学旅行費、医療費など

※詳細は市ホームページをご覧ください。

▶相談・申請・問い合わせ 各学校または教育総務課

財務施設担当 ☎ 556—8311